

高齢者等虐待の早期発見と防止に向けて

1. 高齢者虐待防止法と志摩市要介護者等虐待防止条例の成立

平成18年4月「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「志摩市要介護者等虐待防止条例」成立

2. 高齢者虐待の定義

身体的虐待

高齢者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

殴る、つねる、蹴る、ねんざ、骨折、やけど、無理やり食事を口に入れる、一室に閉じ込める、薬を過剰に服用させるなど。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

入浴しておらず異臭がする、空腹が長時間に渡り、脱水症状や栄養失調の状態にある、室内にゴミを放置する、必要があるのに医療機関を受診させない（制限する）など。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

怒鳴る、ののしる、馬鹿にする、悪口を言う、排泄の失敗を笑ったり 人前で話したりして恥をかかせる、侮辱をこめて子ども扱いをする、意図的に無視するなど。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。むやみに人前で裸にする、排泄の失敗の罰として長時間下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、性行為の強要など。

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の預貯金や不動産を勝手に処分するなど。

3. 平成 19 年度高齢者等虐待通報・相談に関するまとめ

(1) 全体 / 通報・相談 91 件 (実人数 82 人) ・ ・ 1 人に対して複数の通報あり

虐待と認定するもの : 55 件

不適切な対応と認定するもの : 14 件

高齢者等虐待防止法や市高齢者等虐待防止条例に該当しないもの : 13 件

(2) 通報者 (55 件について : 重複あり)

ケアマネジャー・介護サービス事業者 31 関係機関 8 協力員 6

家族・親族 7 本人 4 知人 3 近隣 2

(3) 虐待をした人 (55 件について) 虐待者が複数のケースあり

配偶者 21 人 (夫 10 人 / 妻 11 人)

息子 (養子 2 人を含む) 14 人

子の妻 9 人

娘 (養女 1 人を含む) 7 人

孫 3 人

その他 3 人

(4) 世帯の状況 (55 件について)

既婚の子と同一世帯 (15) 未婚の子と同一世帯 (11)

夫婦 (11) 単身 (7)

その他 (11)

(5) 虐待を受けた人の状況 (55 件について)

性 別 : 男性 21 人 (38.1%) 女性 34 人 (61.9%)

平均年齢 : 82.09 歳

内訳 / 50 歳代 (1 人) 60 歳代 (5 人) 70 歳代 (20 人)

80 歳代 (18 人) 90 歳代 (11 人)

介護認定者 : 43 人 (うち認知症 28 人、寝たきり 20 人 両方の人あり)

内訳 / 要介護 1 (5 人) 要介護 2 (3 人) 要介護 3 (18 人)

要介護 4 (13 人) 要介護 5 (4 人)

地 区 : 浜島 7 人 大王 10 人 志摩 13 人 阿児 22 人 磯部 3 人

(6) 虐待種別 (55 件について) 重複あり

身体的虐待 32 経済的虐待 14 心理的虐待 21

ネグレクト 15 性的虐待 0

(7) 虐待の要因 (55 件について : 複数要因あり)

高齢者側の要因

本人の認知症による言動の混乱 (13) 本人の排泄介助の困難さ (12)
本人の性格や人格 (10) 本人のその他の身体的自立度の低さ (9)
本人が家族介護は当然と思っている (2)

虐待者側の要因

虐待者の人格や性格 (15)
虐待者の障害・疾病 (13)
(内訳 / 身体障害 3 ・知的障害 3 ・アルコール依存 3 ・その他 4)
虐待者の介護疲れ (9) 虐待者の知識や情報の不足 (8)
虐待者のストレス (8) 虐待者の介護サービス利用への抵抗感 (7)

その他の要因

心理的・社会的孤立 (18) 家族・親族の無関心、無理解、非協力 (13)
高齢者本人と虐待者のこれまでの人間関係 (12)
経済的困窮 (10) 経済的利害関係 (財産、相続) (5)
介護ニーズに不適合なケアマネジメント (2)
その他・不明 (4)

(8) 対応 (55 件について) 重複あり

介護サービスの (追加) 利用・見直し	18
訪問・見守り	13
施設入所 (措置による保護や GH、有料老人ホームへの入居等)	9
成年後見人申立て検討・利用支援及び権利擁護事業契約支援	7
医療機関への入院	6
家族との話し合い	5
助言・指導	5
介護保険申請	3
その他	8

4. あんしん見守り協力員のみなさまへのお願い

支援の必要な人を見かけたら教えてください。

虐待になる前に教えてください。


虐待かもしれないと思ったら教えてください。

気になる家庭があったらお知らせください。

(1) 通報義務(第7条)

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

証拠や根拠がなくても通報をお願いします！ 

(2) 通報者についての情報は保護されます(第8条)